

# 法令および定款に基づくインターネット開示事項

## 個 別 注 記 表

第 5 期（2019年11月 1 日から2020年10月31日まで）

セルソース株式会社

## 個 別 注 記 表

(2019年11月1日から  
2020年10月31日まで)

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物付属設備を含む）については定額法を採用し、その他の固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～18年

工具、器具及び備品 4～10年

その他 5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込

額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積る事が可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 75,241千円

損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数  
普通株式 2,048,800株
2. 当事業年度の末日における自己株式の数  
普通株式 43株
3. 剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
4. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 69,400株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|          | 当事業年度<br>(2020年10月31日) |
|----------|------------------------|
| 繰延税金資産   |                        |
| 前受金      | 10,250千円               |
| 未払賞与     | 4,966 〃                |
| 敷金償却額    | 3,344 〃                |
| 未払事業税    | 6,534 〃                |
| 貸倒引当金    | 2,236 〃                |
| 一括償却資産   | 723 〃                  |
| その他      | 353 〃                  |
| 繰延税金資産小計 | 28,408千円               |
| 評価性引当額   | — 〃                    |
| 繰延税金資産合計 | 28,408千円               |
| 繰延税金負債   |                        |
| 仕掛品      | △1,586千円               |
| 繰延税金負債合計 | △1,586千円               |
| 繰延税金資産純額 | 26,822千円               |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画及びその進捗等を勘案し、運転資金については主に金融機関からの短期借入により、また設備投資資金については、金融機関からの長期借入又は、社債等の発行により資本市場から調達する方針であります。一時的な余資は金融機関への普通預金等、安全性及び換金性の高い短期金融資産で運用しております。また、市場リスクは原則として取らない方針であり、デリバティブ取引は通常業務の中で市場リスクが増加した場合にのみ、必要に応じてヘッジ目的に限定し行う方針としています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金等は、すべて1年以内の支払期日であります。

また、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要

な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後3年以内であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ①全般的な管理

金融商品に係るリスクを含む会社が負うリスクについては、「コンプライアンス・リスク協議会」において、各リスクの洗出し、評価、軽減策などについて定期的に協議・確認する体制としております。

#### ②信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

取引先の信用リスクについては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理、残高管理を行うとともに、定期的に主要取引先の信用状況を確認しております。

#### ③資金の流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

月商に応じた預金残高を維持するとともに、資金繰表を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。また、一時的な資金逼迫を想定し、金融機関から資金借入枠を確保しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|            | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 1,757,015        | 1,757,015  | —          |
| (2) 売掛金    | 227,517          | 227,517    | —          |
| 資産計        | 1,984,532        | 1,984,532  | —          |

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資産

##### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|     | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-----|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 預金  | 1,757,015    | —                   | —                    | —            |
| 売掛金 | 227,517      | —                   | —                    | —            |
| 合計  | 1,984,532    | —                   | —                    | —            |

## 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

### 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 331円90銭
2. 1株当たり当期純利益 45円56銭

(注) 当社は、2020年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

### 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2020年9月10日の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

#### 1. 株式分割の目的

株式分割を行うことで、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割方法

2020年10月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 株式分割前の発行済株式総数   | 2,048,800株  |
| 今回の分割により増加する株式数 | 4,097,600株  |
| 株式分割後の発行済株式総数   | 6,146,400株  |
| 株式分割後の発行可能株式総数  | 17,280,000株 |

##### (3) 株式分割の効力発生日

2020年11月1日

##### (4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

### 3. 株式分割に伴う定款の一部変更

#### (1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2020年11月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

#### (2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                               | 変更後の定款                                               |
|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| (発行可能株式総数)<br>第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>576万株</u> とする。 | (発行可能株式総数)<br>第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1,728万株</u> とする。 |

#### (3) 定款変更の効力発生日

2020年11月1日

### 4. その他

#### (1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

#### (2) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を2020年11月1日以降、以下のとおり調整いたします。

| 名称       | 調整前行使価額 | 調整後行使価額 |
|----------|---------|---------|
| 第2回新株予約権 | 123円    | 41円     |
| 第3回新株予約権 | 180円    | 60円     |
| 第4回新株予約権 | 180円    | 60円     |
| 第5回新株予約権 | 1,850円  | 617円    |
| 第6回新株予約権 | 10,600円 | 3,534円  |

#### (セグメント区分の変更)

当社は、「再生医療関連事業」及び「コンシューマー事業」の二つを報告セグメントとしておりましたが、2021年10月期より「再生医療関連事業」の単一セグメントへの変更を行うことといたしました。

コンシューマー事業におきましては、当事業年度に美顔器の仕入販売を終了し、再生医療関連分野での知見を活かしたシグナリフトブランド化粧品の製造販売のみとなったことから、当社の経営資源の配分や経営管理体制の共通化により当社サービスを複合、付加価値の高い事業機会の獲得に繋げていくために、報告セグメントにつきましても「再生医療関連事業」の単一セグメントが適切であると判断したことによるものであります。

#### (ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2020年12月14日開催の取締役会において、2020年1月28日開催の第4回定時株主総会において承認されました、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく、ストックオプションとしての新株予約権の発行について決議いたしました。

#### 1. スtockオプションとしての新株予約権を発行する理由

当社の業績向上への意欲と士気を一層高めることを目的として、当社の社外協力者を対象として新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の発行要領

- (1) 新株予約権の発行日 2021年1月5日
- (2) 新株予約権の発行数 20個(新株予約権1個につき普通株式100株)
- (3) 新株予約権の発行価額 金銭の払込みを要しない
- (4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 2,000株
- (5) 新株予約権の行使に関しての払込金額

行使価額を割当日である2021年1月5日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）と定め、その行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額

- (6) 新株予約権の行使期間 2023年1月5日から2030年1月28日

- (7) 新株予約権行使により株式を発行する場合の発行価額及び資本繰入額

発行価額は上述の行使価額と同額とする。なお、資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上述の資本金等増加限度額から上述の増加する資本金の額を減じた額とする。

- (8) 新株予約権の割当対象者及び割当数 社外協力者2名 20個

## その他の注記

### (追加情報)

当社は、繰延税金資産の回収可能性の判断及び固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症拡大による当社業績への影響は現時点では限定的であり、当事業年度の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。